

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者

入札参加資格停止業者			住 所
①	J F Eエンジニアリング株式会社	元 請	神奈川県横浜市鶴見区末広町 2 - 1
②	エム・エムブリッジ株式会社	元 請	広島市西区観音新町 1 - 2 0 - 2 4
③	川田工業株式会社	元 請	富山県南砺市苗島 4 7 6 0
④	宮地エンジニアリング株式会社	元 請	東京都中央区日本橋富沢町 9 - 1 9
⑤	株式会社ピーエス三菱	元 請	東京都中央区晴海 2 - 5 - 2 4
⑥	藤井建設株式会社	一次下請	愛知県西尾市一色町赤羽浜田 9 5

2. 入札参加資格停止期間

①②③④⑤令和 3 年 7 月 9 日から令和 3 年 7 月 2 9 日まで（3 週間）

⑥ 令和 3 年 7 月 9 日から令和 3 年 7 月 2 2 日まで（2 週間）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 1

4. 事実概要

本件は、関西支社発注の「中国自動車道(特定更新等) 吹田 J C T ~ 中国池田 I C 間橋梁更新工事(建設工事)」において、令和 3 年 6 月 5 日、コンクリートの型枠組立作業中、作業員がジャッキアップ設備横梁上にあった未固定のサンドルに手を掛けたことでサンドルが落下し、作業員の左足甲の上に落ち、負傷したものの。

5. 入札参加資格停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領(平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号)」別表第 1 第 7 号に該当する。

(参考 1) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領 別表第 1 第 7 号

措 置 要 件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から 2 週間 以上 4 月以内

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。